

尾張旭市監査公表第15号

令和7年1月29日付け尾張旭市監査公表第1号をもって公表した定例監査結果報告について、令和7年2月10日付け6学第1186号で教育長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和7年2月26日

尾張旭市監査委員 山田義浩

尾張旭市監査委員 大島もえ

教育委員会学校教育課

監査の指摘事項	措置状況
<p>物品の検査（尾張旭市物品管理規則（平成25年尾張旭市規則第3号）第23条に規定される使用中の物品及び備品台帳に係る検査をいう。）を令和5年度は実施していなかった。また、備品のうち1点は所在が分からなかった。</p> <p>物品管理事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、課内で周知徹底を図った。</p> <p>今年度中に全ての備品を確認し、所在不明備品を明らかにした上で、既に廃棄された備品については、物品出納員に協議を行った後、廃棄手続を行う。</p>
<p>旭小学校等水泳指導支援業務及び渋川小学校等水泳指導支援業務は、それぞれ異なるプール業者に委託して実施しているが、いずれの業者も、尾張旭市入札参加資格者名簿に登載されていないにもかかわらず、「令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により市長が定めた資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」（尾張旭市契約規則（昭和53年尾張旭市規則第19号。以下「契約規則」という。）第32条第3号）に当たるとして、契約保証金の全部を免除していた。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、課内で周知徹底を図った。</p> <p>再発防止に向け、今後、担当者と上司で契約規則第32条における各号の規定に当てはめ、どの条項に適応するかを再度確認し、適切な事務を実施する。</p>
<p>小学校児童用日誌等は、民間の印刷業者から購入（1,695,707円）しているが、購入に際して、「国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体等と契約</p>	<p>指摘事項について、課内で周知徹底を図った。</p> <p>再発防止に向け、今後、担当者と上司で契約規則第32条における各号の規定に</p>

<p>を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」(契約規則第32条第7号)に当たるとして、契約保証金の全部を免除していた。</p>	<p>当てはめ、どの条項に適応するかを再度確認し、適切な事務を実施する。</p>
<p>契約事務を適切に実施されたい。</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条により、市の歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。しかしながら、タブレット端末修理に伴う弁償請求について、調定を決議することなく、令和6年9月3日に納入の通知をしていた。</p> <p>適時適切に調定を決議されたい。</p>	<p>指摘後、当該事案に関して、調定決議を速やかに実施した。</p> <p>今後は、納入の通知に先立ち、調定を決議したことの確認を徹底し、再発防止に努める。</p>
<p>本市の随意契約ガイドライン（総務部総務課策定。以下「ガイドライン」という。）により、随意契約を締結する場合、予定価格が契約規則第25条に定める金額を超えるときは、随意契約の内容の公表をしなければならないが、令和6年度学校管理業務及び小中学校理科教育等振興備品・消耗品購入は、予定価格が同条に定める金額を超える随意契約であるにもかかわらず、内容の公表が行われていない。</p> <p>ガイドラインに沿った事務処理を漏れなく実施されたい。</p>	<p>指摘後、速やかに総務課に対し掲載を依頼し、公表を行った。</p> <p>本事業については、随意契約の公表に関する決裁を受けた後、総務課への依頼を失念していたものであった。今後は決裁後速やかに総務課に依頼を行うとともに、担当者と上司で当該ホームページの掲載を事後確認することで、再発防止に努める。</p>
<p>就学援助システム保守業務における委託契約書には、平成28年1月5日付け総務部長通知に基づき、特定個人情報を取り扱う内容を含む契約を締結する際に契約書に添付することとされている特定個人情報取扱特記事項が添付されていたので確認したところ、令和5年4月1日付けの改正前のものが添付されていた。</p> <p>契約を締結する際は、契約書に記載している事項に誤りや現状に即していないものがないか確認することを徹底されたい。</p>	<p>指摘事項について、課内で周知徹底を図った。</p> <p>特定個人情報取扱特記事項については、前年のデータをそのまま利用し、更新状況を確認していなかったため、今回の誤りが起きました。</p> <p>契約書に添付する書類については、契約を締結する際に最新データをダウンロードするよう事務を改め、再発防止に努める。</p>
<p>小中学校備品（保健）（462,000円）購入の際、本市が属する尾張東部地域において購入備品の取扱い業者が一者しかないことを理由に、当該一者と随意契約</p>	<p>指摘事項について、課内で周知徹底を図った。</p> <p>本件については、本業務を担当した歴代の担当者に確認したが、見積徴取を尾</p>

を締結していた。

契約規則第25条の2により、随意契約による契約をしようとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならぬ。一方、法令によって、価格の定められているもの及び契約金額の総額が10万円を超えないものその他市長が必要でないと認めたときは、この限りでないとされている（同条ただし書）。

同課が、本契約につき、見積徴取を一者としたのは、尾張東部地域において購入備品の取扱い業者が一者しかないことを踏まえ、同条ただし書を根拠としたものである。この点、同課に、見積徴取を尾張東部地域の業者に限る理由があるのか尋ねたところ、特段の理由は示されなかった。

今回のような場合、見積徴取を尾張東部地域以外の業者に限る理由がないのであれば、同条ただし書適用の余地はないものと考えられるため、今後は、特に、同地域において取扱いが一者しかない場合でも、他地域の者も含めた二者以上からの見積徴取とされたい。

張東部地域の業者に限る明確な理由が見当たらなかった。

また、近隣市町に小中学校保健備品の調達業務に関する業者選定について聴取した結果、尾張東部地域に限定した取り扱いとはしていなかった。

以上のことから、次年度以降については、複数業者からの見積徴取を前提として、対応可能な事業者を選定していくよう事務を改める。